

**「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」素案  
に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について**

**パブリックコメントによる提出意見**

- 意見募集期間 令和5年（2023年）6月28日（水）から7月12日（水）
- 意見の総数 92件（24者）

No	意見 分類	提出意見	対応案
1	0.全般	<p>太陽光の設置販売に30年近く従事するものです。また、自身でも発電設備を設置し所有・運営しています。近年太陽光に対する風当たりが強まる一方で県としても何等かの対応は止むを得ないかとは思いますが、<b>素案を読むと事実上の規制で推進とは名ばかりかと思えます。</b></p> <p><b>太陽光に関する反対運動は確かに防災上当然かと思われるものもありますが特に「景観」を旗印にした運動に関しては納得し得ないものが多々あります。</b>今回の条例でも10kWから規制の対象ですが、最小47㎡で高さも2m以下程度のものか何で景観や防災に影響があるのでしょうか。この規模では小屋程度ではないですか、自宅の周囲一面パネルになるとか景勝地の真ん中に設置されるなら文句がでて理解できますが視野の一角にあるとか自宅からは見えなくても通り道から見える程度のもので反対運動があるようです。実際私が工事した物件では駒ヶ根市の天竜川に使い低地のお客様の所有地に設置する計画を聞き込んだ近くの不在地主が反対運動を組織したことがありました。現在は完成しましたが少し離れると存在が分かりません。</p> <p>市民の意見に寄り添うことは重要なことですが、<b>近年住民運動がヒステリックになる一方で、声の大きな住民に引きずられる傾向が多々有るように思えます。</b>大多数の住民にとって「どうでも良い」ことで、<b>行政には冷静な対応、特に「なだめる」行動が必要があります。</b></p>	<p>・今回の条例では、地域住民等とトラブルとなっている実態を踏まえ、一定の手続・基準等を設けるとともに情報の透明性を高めることにより、事業等への信頼、ひいては適正な太陽光発電の普及拡大を図ることを目指していきたいと考えております。</p>
2	0.全般	<p>本条例に特に反対するものではないのですが、<b>なぜ太陽光発電設備のみこのような条例が制定されなければならないのか、疑問は残ります。</b>景観や災害の問題であれば、工場や農業設備、住宅などでも土地改変を伴うもので、特に太陽光発電のみを差別的に取り扱うのには疑問を感じます。</p>	<p>・今回の条例では、地域住民等とトラブルとなっている実態を踏まえ、一定の手続・基準等を設けるとともに情報の透明性を高めることにより、事業等への信頼、ひいては適正な太陽光発電の普及拡大を図ることを目指していきたいと考えております。</p>
3	0.全般	<p>2050ゼロカーボンに向けて野立てを含む太陽光発電の普及促進が必要な背景は理解する。一方、<b>住民との合意形成プロセスが透明性や納得性、公平性の視点で十分であるとは言えない場合は、別途長野県が掲げるエシカル消費推進及びSDGs推進などの諸政策と矛盾するリスクがある。</b></p>	<p>・今回の条例が、地域住民との合意形成プロセスの透明性を高め、納得性、公平性を高められるよう制度の検討を進めてまいります。</p>
4	0.全般	<p>そもそもなぜ<b>既存の土地利用状況から太陽光発電用地に改変したくなるかという土地所有者の持っている課題にも向き合っていく必要もない</b>でしょうか。農地、林業用地、として十分に活用できないような政策や、取り組みを続けてきていることを、きちんと分析して改革をしない限り、太陽光発電でなければ、それ以外の開発を望む土地所有者の悩みは継続するだけではないでしょうか。</p>	<p>・ご意見については関係部局とも共有するとともに、太陽光発電事業として土地を活用する場合の一定の手続・基準等を設け、情報の透明性を高めることにより、事業等への信頼、ひいては適正な太陽光発電の普及拡大を図ることを目指していきたいと考えております。条例の運用に当たっては、条例制定に至った背景である土地利用の現状についても丁寧に説明していくことが重要と認識しております。</p>

No	意見分類	提出意見	対応案
5	0.全般	<p>持続化エネルギーに関しては地方地域だけでなく、日本、世界の永遠のテーマではあると思います。  ただ、今現在太陽光発電システムを大規模な土地開発と共に設置したとして、<b>消耗品であるパネルが経年劣化と共に破棄された場合、多くの有害物質を含んだ部品等を埋め立てる場所、また埋め立てた後に更に長い年月をかけて地下水から自然界へ還るものではない</b>ですよね？  それは、環境汚染の破壊であり巡り巡って人間にも影響を及ぼすのではないのでしょうか？  建設し稼働し続ける中で今現在決定権がある方々はあと何十年それを管理できるのでしょうか？はたして、自分たちが生きている間だけどうにかになっていけば良いという問題なのでしょうか？  賛成、反対を問う以前の問題かと思いますが、率直な疑問でしたので、意見として挙げさせていただきます</p>	<p>・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。  現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。また、維持管理基準については、設置から運転、廃棄までの適切な維持管理の方法について規定することを想定しています。</p>
6	0.全般	<p>・<b>太陽光発電事業を推進したことによる環境的効果及び経済的効果を測定し、適時に公表しなければならない。</b>  (太陽光設備を製造する際に排出されるCO2を考慮する。)</p> <p>・対象施設「地上設置型」→地上設置型以外の太陽光発電設備は対象外ということ？  <b>建物の屋根の上に設置する場合も、景観に関わることなので、地域住民との合意形成が必要</b>だと思う。</p> <p>・<b>営農型太陽光発電についての情報発信をしてほしい。</b></p> <p>・<b>災害について</b>  1.災害発生時に、どこに、だれあてに、どのように、事業者が県に報告しなければいけないか、明確に、かつ分かりやすい仕組みづくりの構築をつくってほしい  2.災害発生時に、たとえば、家の崩壊範囲の現地調査があるように太陽光発電の崩壊範囲の現地調査を求める。(漏電の可能性、危険性もあるため)  3.災害発生時に、壊れたパネルが大量発生した際の、業務フローの構築、及び、一般市民にも分かりやすい工程を情報公開、共有してほしい</p>	<p>・環境的効果や経済的効果の視点は大変重要と認識しておりますが、実際の算定方法等については今後の検討課題とさせていただきます。  ・屋根設置型の事業については、災害や環境への影響も少なく、また、地域でのトラブルも少ないことから今回の条例では規制の対象としておりません。  ・営農型太陽光発電に関するどういった情報発信か定かではありませんが、今後適正な野立て太陽光発電の普及に向けて、課題や好事例の発信に努めていきたいと考えています。  ・今回の条例では適切に情報を公開することにより適正な事業を推進していくことがコンセプトの一つと認識しており、災害時の対応についてもいただいたご意見を参考にしながら制度設計の検討を進めてまいります。</p>
7	0.全般	<p><b>農地及び農地周辺の太陽光パネル設置もより厳重に規制すべき。</b>長野県の宝は豊かな自然、そして昔ながらの水田の景色だと思っている。数年前から休耕地などにも太陽光パネルが乱立し、景観を壊している。また、一度休耕地を太陽光発電用地として使用すると、農地として再び使えるようになるには何年もかかる。<b>休耕地を太陽光発電用地として活用するなら、農家の支援をしてほしい。</b></p>	<p>・農地を含め太陽光事業による景観への影響については、事前の検討を求め、支障が生じる場合は一定の対応を求めることができる仕組みを導入していく予定です。</p>
8	0.全般	<p>営農発電に関する記述が見当たらないので、<b>営農発電についての考え方や営農発電を促進するための内容を入れるべきと考える。</b>森林伐採や土地改変を伴うような太陽光発電は阻止していくとともに、営農発電はもっと取り入れていく必要がある。条例案のままでは営農発電についても同じような規制的な要求がなされることとなり、営農発電普及を妨げる要因となることが想定される。  長野県はどういったものは認めず、どのようなものは促進しようとしているのかを明示した上で、その方針にそった条例を作ってください。</p>	<p>・営農型の発電事業についても、課題のある事業も想定されることから、野立て太陽光発電事業の一形態として、通常の手続を求めていく予定です。  ・一方で、促進区域内における事業など、市町村など地域裨益を前提とした事業の在り方については、第4回専門委員会においてご議論いただくことと予定しています。</p>

No	意見分類	提出意見	対応案
9	0.全般	設置する太陽光パネルがどこの国で作られたものか、国名を事前に公表することを義務としてほしい。現在の太陽光パネルは8割が中国製で、その中にはウイグル人の強制労働によるものも含まれているというニュースを見た。その話が事実なら、海外製の太陽光パネルを設置することで間接的に人権侵害に加担する可能性もあり、懸念している。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
10	0.全般	事業者は、営農の継続より太陽光発電事業を主体に計画しているのではないかとと思われる事例が過去にあった。営農型発電事業にあつては、営農の継続が大前提であることを徹底し、申請する業者が制度を順守する意識醸成が行われることを願いたい。 その上で、営農型発電事業の営農において、単収の80%を下回ってはならないという基準が遵守されるよう、事業計画段階から将来に亘っての収支計画を明確に示す資料の提出を求め、また、許可後も定期的なフォローアップ報告の義務付けをお願いしたい。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます、営農型の太陽光発電事業の適正な普及に繋がるよう、関係部局とも協議し、対応を検討してまいります。
11	0.全般	・営農型太陽光発電施設を作る場合、現在耕作している作物を基本耕作する。又は地場で耕作している一般的な作物を耕作することにしてほしい。 ・現在耕作している作物又は地場で耕作している一般的な作物の収量及び売上が著しく低下しないことを前提としてもらいたい。 ・基本的に現在の収量を維持し、プラス発電により収益の向上を図ることが事業の大前提、発電が主とならないようお願いしたい。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます、営農型の太陽光発電事業の適正な普及に繋がるよう、関係部局とも協議し、対応を検討してまいります。
12	0.全般	農業に利用されず、荒廃地と化していく農地が年々増加する現状で、農地を太陽光発電に利用することは、有意義なことと思う。本条例において荒廃地が減ずることを願います。 太陽光パネルのみならず、高層建築、電線、大型の貯蔵タンク等も景観を損なうものであるが、どの程度を以て景観を損ねていると判断するのか不明ですので、本条例の制定に当たってその点について検討されることを願います。	・県では本年度から促進区域内での太陽光発電事業について財政的な支援しており、ご指摘いただいたことを含め、地域と調和し地域にメリットをもたらす事業の拡大を目指してまいります。景観についてのご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	0.全般	農地を保護するため（乱開発を防ぐため） 「※市町村との要協議：例 農地に設置しようとする事業」のように具体例を明記しておくことが必要と考えます。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
14	0.全般	今回の条例は令和6年4月1日の施行を予定していることですが、太陽光発電に関する申請は最終的な許可まで半年以上掛かることも珍しくありません。積雪地であれば、冬の間は現地確認ができずに手続が進まないこともあります。現在既に申請手続が進んでいるものでも許可が下りるのが来春以降のものもあると思います。その際、 <b>今回の条例の施行を理由として申請書類の再提出や手続のやり直しなどのないように配慮や関係機関への通知をお願いします。</b>	・条例の施行に伴い適用される事業の範囲については、条例の趣旨・目的が達成できるよう設定していく予定です。
15	0.全般	・2050ゼロカーボンに向け再生エネルギーを発展させるために、太陽光発電事業については <b>住民理解・合意形成のもと、環境・景観の保全や安全性を確保する中で健全な推進に寄与できるよう希望</b> します。 ・本条例は、県民の関心が高いものと考えます。今回、素案の公表から説明会の開催およびパブリックコメント締め切りまでの期間が2週間と短いものでした。 <b>今後、条例案として発出される前にもパブリックコメントおよび説明会を開催いただき、県民に周知されることを希望</b> します。	・ご意見は今後の参考とさせていただくとともに、条例内容の県民の説明については適切に実施いきたいと考えております。

No	意見分類	提出意見	対応案
16	0.全般	<p>要望</p> <p>1 中国製太陽光パネルは使用禁止。 米国バイデン政権は、ウイグルでの強制労働に関与した制裁で輸入禁止されている。</p> <p>2 外国企業への許可禁止 申請は日本企業だが外国企業が運営されている例がある。把握できるのか？</p> <p>以下事例がある 記事参照 「熱海土石流 発生から2年 今も生活再建の見通し立てられず 静岡」 「世界遺産登録が大ピンチ？ 熊本・阿蘇山の周辺景観が激変し物議に」 「大阪の南港北にある咲洲メガソーラー太陽光発電所は、外国企業である上海電力が運営している。」 「都 太陽光パネル設置義務化で人権問題の説明会」</p>	<p>・ご意見につきましては、今後の制度検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
17	0.全般	<p>事業完了がされていない箇所の隣接地(近隣)にて新規設置の検討がされるケースがある事業完了がされていない中で隣接地での新たな設置の為、地元とのトラブルとなるケースある。同一事業者及び別事業者から新規設置が届出された際の対応等について、今後具体的にできないか。</p>	<p>・意図的に小規模事業に切り分ける「分割案件」とならないよう、再エネ特措法や電気事業法の取扱いを参考に、適正な申請・届出を求めてまいります。</p>
18	0.全般	<p><b>条例全文及び具体的な基準等については、いつ頃提示されるのでしょうか。</b></p>	<p>・条例については、県議会への条例案の上程に合わせつつ公表してまいります。一方、具体的な基準については、早期に周知できるよう準備を進めてまいります。</p>
19	0.全般	<p>県条例の制定により、市町村条例との整合及び扱い並びに考え方等で、<b>市町村と事業者でのトラブル等による市町村の負担が増えないよう配慮していただきたい。</b></p>	<p>・県条例と市町村条例の関係にあつては条例の運用に支障をきたさぬよう今後検討するとともに、市町村向けのガイドライン等の作成、相談窓口の設置を検討してまいります。</p>
20	0.全般	<p><b>今回の意見募集について、周知期間及び意見募集期間が短すぎる。</b>説明会についても、4会場のみであり、説明会開催通知から1週間程度である。</p>	<p>・地域とトラブルとなっている太陽光発電事業への対応のため、早急な制度の構築が求められており、スケジュールの都合上2週間の意見募集期間とさせていただきました。なお、説明会としては幅広くご参加いただけるよう、県内4会場に加えオンラインでの説明会を実施し、この説明会の内容はいつでも閲覧できるようインターネット動画サービスにより配信させていただいた次第です。</p>
21	1.条例制定の趣旨	<p><b>規制が主な内容の条例であるのにも関わらず、「太陽光発電事業の推進に関する条例」という名称や、条例制定の趣旨・目的が「普及を図る」という結びに違和感がある。</b>「適正な設置を誘導する」等の言い回しが妥当ではないかと考える。</p>	<p>・今回の条例では、地域住民等とトラブルとなっている実態を踏まえ、一定の手続・基準等を設けるとともに情報の透明性を高めることにより、事業等への信頼、ひいては「地域と調和した太陽光発電事業」の普及を図ることを目的としています。</p>
22	2.対象事業	<p>農振地区内又は隣接農地への設置は不可としてほしい。(県内では成功例がない)</p>	<p>・特定区域は、県民の生命・財産の保全の観点から、設置施設に一定の安全確保措置を求めていくために設定する区域とする予定です。</p>

No	意見 分類	提出意見	対応案
23	2.対象事業	対象範囲について、市や地元住民としては実際に設置されるモジュール容量（パネルがどのくらいの枚数設置されるのか）によって、 <b>景観面や防災面において影響を受ける規模が変わってきますので、モジュール容量により判断いただくようご検討ください。</b> なお、発電容量（パワコン容量）で判断するとなった場合、再エネ特措法との兼ね合いにより発電容量（パワコン容量）が <b>49.5kWとされる案件がこれまで多く見受けられましたので、今後も件数が多いと見込まれる容量の範囲については県への届出としていただきますようご検討ください。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の条例においては、10kW以上の事業を対象とすることから、相当小規模な事業についても防災・景観等への配慮について検討いただくことを予定しています。</li> <li>・また、意図的に小規模事業に切り分ける「分割案件」とならないよう、再エネ特措法や電気事業法の取扱いを参考に、適正な申請・届出を求めています。</li> </ul>
24	2.対象事業	この条例では、10kW以上の地上設置型太陽光発電事業が対象であるが、条例の網を意図的にかいくぐるため、 <b>同一事業者が近隣に10kW未満の発電事業を時期をずらして複数箇所設置するといったことが考えられる。こうした事例を想定した対処も必要</b> ではないかと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的に小規模事業に切り分ける「分割案件」とならないよう、再エネ特措法や電気事業法の取扱いを参考に、適正な申請・届出を求めています。</li> </ul>
25	2.対象事業	ソーラーシェアリング（営農型太陽光）やフロート型は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例素案の段階では、建築基準法上の建築物に設置するもの以外は条例の対象となります。</li> </ul>
26	3.手続き・手法	土砂三法等以外で県が公表している「 <b>地すべり危険箇所</b> 」、「 <b>急傾斜地崩壊危険箇所</b> 」及び「 <b>土石流危険箇所</b> 」については、県として危険だと認識している箇所だと思いますので、 <b>県の許可制にしてください</b> 。難しいのであれば、少なくとも規模を問わず県への届け出制にしてくださいと思います。 ※条例の適用を受けない50kW未満で計画し、申請等を別に行うことで県への届け出等を回避し、近接箇所に複数の施設が設置され、結果として一団の地域に50kW以上の施設が設置されることが懸念される。 <b>「土砂災害警戒区域」についても同様の措置を講じていただきたいと思います</b> 。 ※山梨県の条例では規制区域（県許可）になっていると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険箇所」については、法令等による太陽光発電施設を含む工作物の設置に関する規制はないことから、本条例においては許可制としている特定区域とはしていません。なお、ご指摘のとおりこれらの箇所への設置については、災害を助長するおそれがないとは言えないため、必要に応じて専門家への意見の聴取等を行い、適切な安全確保措置実施の命令ができることを本条例により規定する予定です。また、当区域の設置に関わらず、出力10kW以上の設備はすべて本条例の対象となり、届出制となっております。</li> <li>・意図的に小規模事業に切り分ける「分割案件」とならないよう、再エネ特措法や電気事業法の取扱いを参考に、適正な申請・届出を求めています。</li> <li>・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）においても、上記の「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険箇所」への設置と同様な考え方としています。</li> </ul>
27	3.手続き・手法	素案に示すA,B,Cのいずれの事業においても、事業者が計画地を設定するにあたって必要な情報である、「 <b>特定区域</b> 」及び「 <b>環境配慮区域</b> 」に関する <b>マップ化（環境保全エリア）を早急に整備してほしい</b> 。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に加え、地域住民、市町村にとっても重要な情報と考えており、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</li> </ul>
28	3.手続き・手法	50kW以上になると発電所扱いとなり、更なる設置基準が厳しくなるため、意図的に49.5kWといった計画に対しても <b>対処が必要でないかと考えます</b> 。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的に小規模事業に切り分ける「分割案件」とならないよう、再エネ特措法や電気事業法の取扱いを参考に、適正な申請・届出を求めています。</li> </ul>
29	3.手続き・手法	事業者を変更する際には変更手続きを行うことになるかと思いますが、その際に <b>次の事業者へ事業計画（地元住民へ説明した内容を含む）が確実に引き継がれるよう対応をご検討ください</b> 。（事業者に誓約書を提出させるなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の変更により当初地域住民に説明した内容が反故にされないことがないよう、事業継続性の確保や地域住民への説明について適正に行われるよう検討を進めてまいります。</li> </ul>
30	3.手続き・手法	今回の条例で必要とされる <b>手続きや書類の少なからぬ部分が景観条例で必要とされるものと重複</b> しています。所管する部署や目的が違うことは理解していますが、県の部署であることに変わりはないので、 <b>提出する書類や書式の統一を図るとともに、提出先の一本化、補正や指導が部署間で異なることのないよう</b> お願いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり景観条例も含め他法令の申請で重複等があるような場合には、できる限り申請者の負担とならぬよう、その様式や添付書類の統一などに努めます。</li> </ul>

No	意見分類	提出意見	対応案
31	3.手続き・手法	太陽光条例のフローの中で、どのプロセスで農地転用申請ができるか明示していただきたい。	・申請や届出の時期については、他法令や市町村条例での取扱いや事業の進捗プロセスも考慮しながら、今後適切な時期を設定し、手引書などにおいて明示していく予定です。
32	3.手続き・手法	・県が太陽光発電事業を積極的にすすめるべき「促進区域等」を設定する際の、ゾーニング手法の試案を示していただきたい。	・国のマニュアル等も参考に市町村の区域設定に資するよう情報提供に努めてまいります。
33	3.手続き・手法	促進区域の取り扱いに関する要望です。 当初専門委員会に示された「たたき台」では、促進区域内事業は条例の対象外との位置づけでした。その後の検討の中で、法律に定める手続きでは必ずしも住民意見が反映される仕組みとなっていないとの観点から、対象外としない、つまり通常の事業と同様、条例の対象とすることとなったものと承知しています。 一方、白馬村では条例が制定され、事実上野立て太陽光発電事業が禁止されることとなりました。他の市町村でも禁止区域を設けている場合もあります。そうした市町村でも再エネの普及拡大の責務は逃れられないことから、そうした市町村こそが促進区域を積極的に設定し、住民との合意形成や景観等にも十分配慮した事業を進めるべきと考えます。禁止区域と促進区域のメリハリをつけて、再エネ事業を誘致すべきなのです。 話が少しずれましたが、つまりは <b>促進区域の設定には手間暇がかかる訳ですから、条例上そうした区域内の事業にも同様の手續負担をかけることは、地域に根差した事業を行う場合の方が負担が重くなってしまふという矛盾が生じかねません。</b> 促進区域内事業に限らず、市町村がそれに準じた手続きを求める発電事業については補助金を出すといった場合も想定され、そうした地域との合意手続を重視したものについては <b>住民説明会などの手続きを免除するような仕組みはできないものでしょうか。</b>	・促進区域の取扱いについては、第4回専門委員会において議題とし、改めてご検討・整理していくことを予定しています。
34	3.手続き・手法	「◎その他の事業について」市町村への事前届出制(事務処理特例)となっているが、具体的な事務内容等を示して欲しい。	・特定区域外に50kW未満の太陽光発電施設を設置する場合に生じる事務を想定していますが、事務フローに示す手続について担っていただくことを予定しています。
35	4.地域住民への説明	<b>太陽光発電への誤解による非科学的なご意見をなさる方も多いので、きちんとメリット、課題、その解決法などを科学的そして専門的な視点で地域住民に客観的な立場から伝えるような仕組みが同時に必要だ</b> と思います。 <b>事業者と地域住民だけの説明会や協議会であると感情的なもつれも出やすいかと思しますので、地域融和のためにも、客観的な仲介制度があるとより良い</b> と思いました。	・太陽光発電事業の必要性だけでなく、課題等についても適正に情報提供を行うことが、太陽光発電への理解促進に資するものと考えます。県では産官学民連携のプラットフォームである自然エネルギー信州ネットなどの協力を得ながら、引き続き地域の理解を求めています。
36	4.地域住民への説明	・事業基本計画に関する説明会において、太陽光パネルのメリットだけでなくデメリットについての説明も必要と考える。上海電力岩国メガソーラーの工事では、大規模な森林開発によって河川の水量が激減し、田んぼに十分な水がいかなくなった例もあると聞いた。そうした全国に起きている問題についても地域住民に知らせ、それらをすべて納得させるだけの説明と根拠が必要と考える。	・説明会において、太陽光発電事業の一般的なメリット・デメリットを網羅的に説明することは難しい面がありますが、環境配慮区域においては事業による影響について検討し、説明いただく仕組みを導入していく予定です。
37	4.地域住民への説明	・説明会は計画が持ち上がった段階で早めに実施し、住民に是非を問うてほしい。また、多くの住民が関心を寄せるように積極的に公表してほしい。「すでに工事が確定した段階で説明会を行った」「一部の地域住民がよく知らないうちに工事が始まった」ということがないように徹底してほしい。	・事業基本計画（事業が固まる前の段階のもの）に基づく説明を求めていくとともに、個人情報など支障があるものを除き、事業の進捗について公表していく仕組みを検討してまいります。

No	意見分類	提出意見	対応案
38	4.地域住民への説明	住民説明会開催に関し、計画地から何メートル以内の居住者及び地権者にするか明確になっていない。個々の事業によって条件が変わるのではなく基準を明確にする必要があると考えます。	・事業により影響を受ける範囲については、その事業地や地域状況によって変わるため、広域的な対応を行う県の条例においては、定量的な基準を示さない方向で検討を進めています。
39	4.地域住民への説明	対象となる地域住民の考え方については、太陽光パネルを設置する当該事業地が属する流域全てを対象とすべきである。特に土砂災害や水資源、水源といった水に関する影響が生じる可能性がある案件については流域という考え方が重要である。	・説明会の参加者については、制限を設けない方向で検討を進めています。
40	4.地域住民への説明	事業基本計画の段階で地域住民等への説明会を義務付けられている事は大いに評価します。住民の意見に対しては、「合理的な理由を付して文書等で応答」とありますが、この内容についても申請書・届出書とともに公表し、透明性を確保されることを希望します。	・詳細な方法は検討中ですが、地域住民と事業者の応答記録についても公表することを考えております。
41	4.地域住民への説明	「意見等に対し誠実な対応に努める(合理的な理由を付して・・・)」とあるが、何をもって判断するのか。(誠実な対応の解釈について、地域住民等と業者にて一番トラブルになりえる)	・何をもって誠実な対応であるかを定性的に明示することは難しい面がありますが、住民等からの意見に対して合理的な理由を付して回答等していくことを事業者に求めています。
42	4.地域住民への説明	条例素案では、事業申請の際には事業者は必ず住民説明会を開催し、そのプロセスがわかるように記録（議事録）の添付が必要としている。しかしその記録は事業者の目線で都合よく加工されたり、住民側からの指摘や発言が十分反映されない又は実際とは異なる記載内容となる可能性もあり得ることから、透明性・納得性・公平性を保つためには記録の内容については双方が合意する内容となっている必要がある。議事録の書式は統一し、書式中に「記録の内容は説明会参加者の同意を得たことを確認済みである」と予め記載しておく運用方法をとることで、業者側からの一方的な認識に基づく記録内容となるリスクを回避する対応策をご検討いただきたい。	・住民説明会の記録は、事業者又は地域住民の一方的な回答とならぬよう、個人情報等に留意の上、原則として公開していくことを検討しています。事前に双方の確認手続きを求めていくことについては今後検討を進めてまいります。
43	4.地域住民への説明	(4) 地域住民等への説明 ア 説明会を開催し・・・ について、連絡不足等により説明会への出席者が3名程度でも実施したことが既成事実になってしまうので、隣接地所有者への説明やその事実を受けた署名は必要	・周知が不足とならないよう説明会の実施方法などについては一定の開催方法を手引書などで示していきたいと考えております。また、説明会の参加の有無に関わらず、地域住民は事業者に対して一定の期間意見の申し出ができることを検討しております。
44	4.地域住民への説明	説明会を開催するだけでなく、対象者或いは説明会出席者の過半数（一例）の賛成を必要とする等の要件を明確にする必要があると考えます。（素案では「事業者は誠実な対応に努める」とあるだけで、説明会を開けば、住民等全員反対でも事業がOKとなってしまう懸念が拭えない。）農業委員会担当者向け通知の素案内容に、住民同意に数値的基準は設けないとあるが、その理由及び何を持って同意の賛否とするのかお示しいただきたい。	・住民同意を要件とすることは、土地等の所有者の意思や理由の如何に関わらず事業ができなくなるおそれがあることから、導入は予定しておりません。
45	4.地域住民への説明	事業基本計画記載事項のうち地域社会に資する事項（地域社会への貢献）について、具体的なものを例示してもらいたい。太陽光の中には投資資産としての側面が強いものがあり、地域に対して明確に還元されるものはないと考える。	・地域社会に資する事項を含め事業基本計画の記載事項についての例示など、条例の運用にあたり必要なものについては、今後手引書等で提示していくことを検討しております。
46	4.地域住民への説明	【地域住民への説明】【環境景観の保全】【市町村（条例）との関係】の項目において、「意見等に対し事業者は誠実な対応に努める」とあるが、具体性に欠ける。どんな対応をすべきか、もっと具体的に示してほしい。	・何をもって誠実な対応であるかを定性的に明示することは難しい面がありますが、住民等からの意見に対して合理的な理由を付して回答等していくことを事業者に求めています。

No	意見分類	提出意見	対応案
47	4.地域住民への説明	<p>・「事業着手前に」→具体的に何ヶ月前に？          ・「説明会の開催の義務づけ」→具体的に何ヶ月前に？          事業着手前2週間前に説明会を実施しても、地域住民は「反対や慎重」という意見に対して対抗できなくなる。そのため、<b>説明会の開催を設けるのであれば、数ヶ月前に事前予告が必要</b>だと思う。          ・「地域住民等」→範囲はどこからどこ？          設置位置から半径50m以内等だと、範囲が狭すぎると思う。          本当に声を挙げたい人も、意見参加の機会を設けることが必要だと思う。          半径〇mとかではなく、県内、市内、あるいは意見徴収の対象者は限定しない、等、検討いただきたい。          ・「地域住民等から出された意見等については、誠実に対応するよう努めなければならない。」          →「地域住民等から出された意見等については、誠実に対応し、過半数の同意を得なければ計画を進めることができない。」</p>	<p>・説明会の開催は、事業計画が固まる前に、事業について地域住民等の意見を反映させることを目的とするものであるため、事業着手前に意見の申し出や事業計画の変更ができる期間を考慮し設定していく予定です。          ・地域住民等の範囲については、専門委員会の検討では広く意見の申し出ができる仕組とするため、条件等を付さない方向で議論が進められているとともに、これに合わせて同意制の導入もしない方向となっています。</p>
48	5.安全確保措置	<p>周知のとおり本県は土石流危険渓流をはじめとして急傾斜地が多く、扇状地に集落が発達している山岳県であります。県では、土砂災害の発生のおそれのある場所として土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を公表して県民に日頃から土砂災害への注意を喚起しています。この土砂災害危険箇所のうち、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域として法律でカバーされています。          しかし、県内に5,912箇所ある土石流危険渓流については、注意喚起のみで法律によるカバーはありません。          そこで、現在の土木工学は経験工学に基づいており、昨今の地球規模の異常気象現象に対応する術を持ち合わせない現状を鑑みるに、長野県の地域特性を踏まえて土砂災害の発生する恐れが回避できない区域として、<b>長野県が県民に「土砂災害のおそれのある場所」として公表している土石流危険渓流の雨水流入区域内における野立てソーラーの開発行為を許可制として加えるべき</b>と考えます。</p>	<p>・「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険箇所」については、法令等による太陽光発電施設を含む工作物の設置に関する規制はないことから、本条例においては許可制としている特定区域とはしていません。なお、ご指摘のとおりこれらの箇所への設置について、災害を助長するおそれがないとは言えないため、必要に応じて専門家への意見の聴取等を行い、適切な安全確保措置実施の命令ができることを本条例により規定する予定です。</p>
49	5.安全確保措置	<p>条例（仮称）素案では、当該事業計画について住民は意見の申し出ができ、事業者は意見に対して文書回答とし、説明会開催でよしとしているが、先祖代々地域に生活し、生業等により日々の生活を送っている地域住民と共存、共生を図り、もって地域環境との調和のとれた太陽光発電事業とすべきであり、住民としては、当該事業計画について、将来において、悲惨な土砂災害に見舞われることのないよう野立てソーラー設置の可否について十二分に検討する機会が与えられ、野立てソーラー設置について、<b>地域住民が了承もしくは不承諾の意思表示ができるよう具体的に住民の同意規定を盛り込むべき</b>と考えます。</p> <p>以下に事由を述べます。          再エネ特措法の固定価格買い取り制度の施行以来10余年が経過する中において、開発行為によるとみられる土石流災害をはじめ風水害等による災害発生において、野立てソーラーの損壊、感電事故の恐れ、設備の放置問題、事業者の倒産等種々の問題点が顕著になっていることは従来から危惧されていたもので、我々の生存権を脅かし、安全・安心な生活環境を守る視点から決して見逃すことのできない問題である。</p> <p>野立てソーラーは周知のとおり地勢改変を伴う開発行為が必然であります。法律の裏付けがないとして土石流危険渓流の雨水流入区域における開発行為が野放しでは、当該河川の下流域に暮らす県民の安心・安全な生活環境の保全を図る術がありません。山岳県という県勢の特徴を踏まえ、経験工学による各種技術基準、関係法令はもとより地球規模で発現している気象異常現象も視野に入れて、許可権限執行に万全を期すべく、事業計画区域内をはじめとして下流域域内に居住している住民の意思確認が図れる施策が必要（意見の申し出ができる規定ではない）である。</p>	<p>・住民同意を要件とすることは、土地等の所有者の意思や理由の如何に関わらず事業ができなくなるおそれがあることから、導入は予定しておりません。</p>



No	意見分類	提出意見	対応案
50	5.安全確保措置	<p>条例（仮称）素案において、設置を制限する特定区域内に敢えて事業者の都合による野立てメガソーラー設置を可能にすることは、開発行為の制限訴訟対策とはいえ、住民側から見れば事業者の円滑な企業活動に利するべく手を差し伸べているものにほかならない。</p> <p>許可権者の立場は、基準に合致していれば事務的に許可すればよいとの考えと史料されるが、前述のとおり私も住民には現実問題として異常気象が数多く発現し、線状降水帯が頻発に発生する等により時間雨量100mmを優に超える雨量や1か月の雨量が数日間に降る現実を見るにつけ、土木建造物の損壊や河川の増水、山崩れ等が数多く見られるなど土砂災害が身近の最重要な問題であり、近傍での開発行為については、将来といわず直近数年以内における我々の生存権確保がかかっている。</p> <p><b>特定区域内に敢えて設置計画を行う野立てメガソーラー開発行為については、当然に、許可条件として住民の意思決定が反映される施策を講じるべきである。</b></p>	<p>・許可条件については、その区域が設定されている目的を鑑み、災害の助長のおそれがないこと等を条件とする予定です。なお、その許可条件については各種法令やガイドライン等を参考としながら検討していきます。</p> <p>・特定区域内外に関わらず本条例においては、住民が事業者意見に伝え、その意見に対して事業者は誠実に対応することを規定する予定です。</p>
51	5.安全確保措置	<p>5ページ3の（3）「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する<b>土砂災害特別警戒区域</b>」がありますが、次のように書き換えて欲しい。</p> <p><b>「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の流域」とすべきです。</b></p> <p>理由：土砂災害特別警戒区域とは、土石流の直撃を受ける区域の指定です。防災上必要な事は土石流の原因となる流域開発の防止にあります。土砂の移動は降雨の集水域に密接な関係があり、流域という視点を考えることが必要です。3にも書いてあるとおり急傾斜地、砂防指定地はまさに流域の一部をなしているのです</p>	<p>・「流域」については、法令等による太陽光発電施設を含む工作物の設置に関する規制はないことから、本条例においては許可制としている特定区域とはしていません。一方、ご指摘のとおり、その流域開発によって土石流などの災害の助長のおそれがないとは言いきれないため、必要に応じて専門家への意見の聴取等を行い、適切な安全確保措置実施の命令ができることを本条例により規定する予定です。</p>
52	5.安全確保措置	<p><b>特定区域について、盛土規制法の「宅地造成等工事規制区域」や「特定盛土等規制区域」を、特定区域に含めなかった理由を教えてください。</b>土砂災害特別警戒区域と同様に、土砂崩落の危険がある区域として、特定区域に含めるべきだと考えます。</p>	<p>・「宅地造成等工事規制区域」や「特定盛土等規制区域」については、現在区域指定のための調査を実施しているところであり、区域指定がされていない状況です。これら区域の本条例上の取扱いについては、指定状況を受けて検討することを予定しています。</p>
53	5.安全確保措置	<p><b>特定地域に関して、「あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない」との記述があるが、この一文が入っている意味がわからない。知事が許可を出してしまうと、この条例の実効性が失われると考えるられるので、この一文を入れる必要はないし、入れてはいけないと考える。</b></p> <p>もし何らかの必要性があって入れるのであれば、どのような場合を想定しているのか、知事が許可を出す条件とはどのようなものなのか、詳細な説明を条例に記載すべき。現知事は気候変動対策に関して、気候変動緩和策を打ち出す一方でそれと相反する施策を進めているので、そういった状況が今後も生じることを懸念する。</p>	<p>・県民の生命・財産を守る観点から、安全性が確認できない事業については事業を禁止することとなります。</p>
54	5.安全確保措置	<p>事業規模に関わらず事業地外への影響が懸念されますので、<b>雨水の敷地内処理やフェンス設置などの安全確保措置について、一定程度の基準を定めていただくようご検討ください。</b></p>	<p>・今後、安全確保措置の基準や維持管理の基準を検討する中で、国の基準と齟齬が生じぬよう検討してまいります。</p>
55	5.安全確保措置	<p>「おそれがないことが明らかなこと」の基準を明確にしてほしい。</p>	<p>・今後、各種法令の技術基準やガイドライン等を参考に基準を整備していきます。</p>
56	5.安全確保措置	<p><b>特定区域に「農地法に規定する第1種優良農地」又は「地域計画の区域」も加えてください。</b></p>	<p>・特定区域は、県民の生命・財産の保全の観点から、設置施設に一定の安全確保措置を求めていくために設定する区域とする予定です。</p>
57	5.安全確保措置	<p>安全の確保の観点から<b>特定区域に「線路沿線」や「国道の隣接地」を加えてください。</b></p>	<p>・特定区域は、県民の生命・財産の保全の観点から、設置施設に一定の安全確保措置を求めていくために設定する区域とする予定です。</p>
58	5.安全確保措置	<p><b>土砂災害が起きた場合、許可をした知事が全責任を負うと言う事で良いか。</b></p>	<p>・特定区域内の事業については、太陽光発電の設置を原則禁止としており、許可基準を満たした場合のみ事業の実施を可能とする予定です。事業の安全確保の責任は基本的に事業者が負うものと認識しております。</p>

No	意見 分類	提出意見	対応案
59	6.環境・ 景観の保 全	山梨県の条例では、環境影響評価条例の基準として実施すると定めており、環境影響評価条例に該当しない規模でも、環境影響評価条例と同じようなレベルの調査予測評価の実施を行っているようです。本県における、「事業における影響の整理、環境保全策の検討の義務づけ」とは、どれくらいのレベルでの実施を求めるのでしょうか。ぜひとも、山梨県と同じように、環境影響評価条例並みのレベルを課していただきたい。	<p>・環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象とした制度であり、長野県環境影響評価条例（アセス条例）における太陽光発電所の規模要件は50ha（※1）です。一方、本条例案で環境保全策の検討を義務付けているのは50kw以上であり、0.1ha以上の規模に相当（※2）することから、アセス条例の規模要件と比較すると、500分の1程度の小規模な事業も含まれています。このため、太陽光発電事業の特性や事業者の負担を考慮し、アセス条例における環境影響評価とは別に、環境保全策の具体的な検討手順を整理することとします。</p> <p>※1  手順を必須とする第1種事業の要件  ※2  1kw=20m2とした場合</p>
60	6.環境・ 景観の保 全	（50kw以上）「環境配慮区域の例」は法規制に係る地域が主であるが、法規制以外の地域における動植物・生態系の重要地域の保全についても配慮が必要である。その考え方を示してほしい（例えば植生自然度7以上の自然性の高いところや希少性のある地域個体群など）	・環境配慮区域以外で実施する事業についても、事業計画を踏まえた環境配慮は必要と考えており、事業基本計画の記載事項に環境配慮を設ける予定ですので、事業基本計画に対する意見として、地域住民等から地域特性に応じた動植物・生態系保全への配慮の要望があった場合には、事業者意見に踏まえた対応を求めることを想定しています。
61	6.環境・ 景観の保 全	（すべての区域）素案では「地域住民等は景観保全に関し意見の申出が可能」とあるが、景観に限定せずに「環境・景観保全」とする必要がある。市町村における貴重な動植物の分布等に配慮することが望まれる。	・事業基本計画に環境配慮事項を記載することを検討しており、地域住民等は、環境保全に関しても意見の申出が可能となります。
62	6.環境・ 景観の保 全	山間地に限らず、農地や耕作放棄地からの転用で、太陽光パネルの設置が増加することが危惧されます。長野県農政部や林務部等とも連携し、環境・景観の保全に努められることを期待します。また、環境配慮区域の例が挙げられていますが、生物多様性の保全の観点から、希少野生動植物生息地や鳥獣保護区等も指定区域とすることを希望します。	<p>・今後も適正な太陽光発電事業の推進に向け、関係部局と連携し取組を進めてまいります。</p> <p>・希少野生動植物生息地等保護区や鳥獣保護区については環境配慮区域に含める方向で検討してまいります。</p>
63	6.環境・ 景観の保 全	環境配慮区域の例に鳥獣保護区は含まれるのか。	・鳥獣保護区についても環境配慮区域に含める方向で検討してまいります。
64	7.法令遵 守	欠格期間とは具体的にどの程度か。また対象者は事業者のみか。（設計者や工事施工者も対象となるのか。）事業によっては転売を繰り返すトラブルになることもあると思われるため、転売者も欠格対象とすることも検討してほしい。	・欠格期間については、他法令などを参考にしながら設定してまいります。また、責任の所在を明確化するため事業者のみを対象とすることで検討しています。
65	7.法令遵 守	「不正な行為をする恐れがある」の定義とは。	・「不正な行為をするおそれ」の判断については、今後規則などで示していただくことを検討してまいります。
66	7.法令遵 守	長野県内の各自治体で規定違反の判定がされた時点で、当該自治体だけではなく長野県全体で売電できないなどの包括した罰則を設けてほしい。	・関係法令のほか県条例・市町村条例について一定の違反が認められる事業者について、欠格要件といった形での一定期間、事業を許可しない手法の導入について検討してまいります。
67	8.維持管 理・廃棄 等	本条例素案は、今後の新規案件に対する規制を念頭に置くものであるが、既存の案件にも、中には安全対策や維持管理の面で懸念がないとは言えない案件がある。実施中の発電事業を中止することはできないが、案件をモニターしフォローする必要性は新規案件と同様である。行政が適切な指導を行うために、安全対策と維持管理については条例に定める基準を準用してはどうか。	・専門委員会においても既存事業の維持管理について条例上一定の関与を行うべきとの意見をいただいていることから、こうした方向で検討を進めてまいります。

No	意見分類	提出意見	対応案
68	8.維持管理・廃棄等	<p><b>太陽光パネルの処分方法に関する規定を明確に義務付けた方が良い</b>と考えます。太陽光パネルの耐用年数は20～30年と短く、近い将来、太陽光パネルを大量廃棄する時代が近づいています。それを見越しての条例策定を強く望みます。また、県内での太陽光パネルの処分方法の実態も教えて頂きたいです。</p> <p>報道では、廃棄されるパネルは埋立処分されると聞きましたが、有害物質を含むパネルを埋立するのは、環境保全の観点から問題があると感じますが、どうでしょうか？<b>条例では、設置に関することのみですので、未来を見越しての計画・条例の検討をお願いいたします。</b></p> <p>また、<b>国や県として推進する状況だと思っておりますので、その適切な処分方法の確立もお願いしたいです。</b>そうでなければ「地域と調和した太陽光発電事業」に当たらないと考えます。最近では、太陽光発電は環境にやさしいのか疑問です。近隣では、諏訪市の守屋山の事例など、森林を大規模に伐採し、景観や文化を損ねて設置していると感じます。その処分先も森林や海への埋立となった場合、未来の県民たちに、怒られる気がします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり、2030年代半ばからの大量廃棄の問題が指摘されていますが、県内でも廃棄パネルを扱う事業者は少ない状況です。こうした状況も踏まえ、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。</li> <li>・本条例では維持管理計画の一部として廃棄方法について明確化いただくとともに、本条例により県内事業を把握する仕組みを導入する予定であることから、例えば、事業の経過に応じて廃棄予定を随時確認するといった方法についても検討していきます。</li> </ul>
69	8.維持管理・廃棄等	<p>設置事業者によっては、あらかじめ転売を目的としている場合もあると考えます。<b>転売後も適切な維持・管理・報告が遂行されるよう、手続きの段階から設置目的を明確にし、申請・届出がされるような措置が取られることを希望します。</b></p> <p>また、既存事業・施設についての維持管理をはじめ、斜度30度以上の急傾斜箇所・その他災害のおそれのある個所についても、条例で規定されるとともに、<b>本条例の内容を既存事業者に周知・徹底していただくことを望みます。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業基本計画における記載事項及び住民への説明事項として維持管理に関する事項を含めることを予定しており、その中で事業者は転売も含む今後の事業実施体制を示していくことを検討してまいります。</li> </ul>
70	8.維持管理・廃棄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>事業者及び管理者を変更した時には報告を義務付ける。</b></li> <li>・許可を受けたものは<b>事業区域周囲の水路、道路の管理（草刈り等）も行う。</b></li> </ul> <p>以上のことを条例に追加した方がよいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の変更については届出を求めていくこと、住民説明会においては維持管理に関する事項について説明いただくことを検討してまいります。</li> </ul>
71	8.維持管理・廃棄等	<p>条例施行までに「維持管理基準」を明確に示して公表していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の条例を施行するまでには維持管理基準を公表してまいります。</li> </ul>
72	8.維持管理・廃棄等	<p>「維持管理基準」とは何か。また、<b>工事中及び完了後の緊急時の連絡体制や対応業者などを報告させる等の仕組み作りが必要</b>と考える。転売を繰り返している事業だと、責任があいまいになる場合が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理基準については、設置から運転、廃棄までの適切な維持管理の方法について規定することを想定しています。また、その内容の変更があった場合には、変更届等の提出を求めることを予定しております。</li> </ul>
73	8.維持管理・廃棄等	<p><b>業者が倒産したときの太陽光発電施設の撤去はどうするのか？</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIT制度においては解体等積立金制度が導入されていますが、FIT制度によらない事業については、適正な廃棄費用の積立等について、維持管理計画において明らかにしていただくことを検討しています。</li> </ul>

No	意見分類	提出意見	対応案
74	8.維持管理・廃棄等	<p>・「標識の掲示を義務づけ」→標識の大きさ（小さいと目立たないので2m×1m等）、連絡先や責任者の明記も必要だと思う。</p> <p>・「適正な廃棄」→廃棄会社に対しても、長野県側からのチェック機能はあるのか？ 廃棄会社が適切に廃棄処理しているか、飛び込み調査等。</p> <p>・「維持管理計画の定期的な報告の義務づけ」→具体的に、何ヶ月に何回？1年に1回だと少ないのでは。また、報告に関して、どのような方法で提出？紙だと増える一方だと思う。 フォームで送信できるようなシステム、仕組みづくりを希望する。</p> <p>・定期的な監視、管理を求めるのであれば 車の車検のような、第三者の目でチェックできる機能がほしい。 ここでいう「チェック」とは、「整備・設備に関して問題がないことを証明できる仕組み」である。</p> <p>・廃棄について 県は指定業者、もしくは委託業者は設けるのか？ 廃棄に関してもクリーンセンターのように、「ここに持っていけば廃棄してくれる」ような場所の確保が必要だと思う。</p> <p>・台帳について 森林台帳、農地台帳のように、太陽光台帳は作成する予定はあるのか？ また、太陽光台帳について、どの場所に、だれの責任で設置しているのか、 一般市民も閲覧できる仕組みがほしい。（不動産登記簿はだれでも閲覧できる）</p>	<p>・標識の大きさについては、見易さを前提に、有事の際に適切に連絡がとれる先を明記していただくなど、国の制度も参考にしながら検討してまいります。</p> <p>・廃棄については、事業者の責任の下、適正な処理を求めていく予定です。</p> <p>・維持管理に関する報告やチェック方法については、専門委員会での議論では、できる限りデジタル化、データベース化により、事業の進捗・管理状況を地域住民が適切に把握することが望ましいとの意見をいただいております。こうした視点をベースに制度の検討を進めてまいります。また、頻度については事務処理内容や体制等も考慮しながら検討してまいります。</p>
75	9.実効性の確保	<p><b>過料が安すぎる。</b>太陽光発電施設撤去費用全額負担、補助金全額返納、過料は補助金額とする。つまり、受けた補助金額の2倍払う。</p>	<p>・地方自治法14条3項において「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨の規定がされており、これに基づき、5万円以下の過料としていくところです。</p>
76	9.実効性の確保	<p><b>罰則が「過料5万円以下」とあるが、もっと厳罰化すべき。</b>また、宮城県の制定した再エネ条例（森林開発をして太陽光パネルを設置する事業者に対して課税をする）のように、森林保護のための対策をより強化してほしい。</p>	<p>・地方自治法14条3項において「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨の規定がされており、これに基づき5万円以下の過料としていくとともに、他県の先行事例も参考にしているところです。</p>
77	9.実効性の確保	<p>・「<b>過料5万円以下</b>」→<b>金額が低すぎる</b>と思う。 太陽光設置に対して利益が5万円以上なのであれば、悪徳業者は、「許可申請しないで設置しても5万円払えばなんとかなる」と考えるのでは？5万円だと、規制の意味が薄いと思う。 過料100万円以下、など、もっと厳しい金額提示をしてほしい。 なお、過料の上限が5万円、これ以上の金額設定ができないのであれば なんらかの方法で、反則金、罰則金、その他の方法で厳しい金額設定を設けてほしい。 太陽光は、家を建てるときよりも、景観はもちろん、災害などにもつながるので厳しい金額設定をしてもらいたい。</p>	<p>・地方自治法14条3項において「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨の規定がされており、これに基づき5万円以下の過料としていくとともに、他県の先行事例も参考にしているところです。また、事業者に課す条例上の義務については、勧告、命令、事業者名の公表などの方法によりその実効性を担保することと検討してまいります。</p>
78	9.実効性の確保	<p>市町村に条例がない場合は県の条例を全て適用し、<b>市町村に条例がある場合は市町村条例を基本とし県条例を補完的に適用させる制度としてほしい。</b></p>	<p>・県条例と市町村条例の具体的な関係については、相互の条例運用に支障をきたさぬよう、市町村と条例の趣旨・目的を確認しながら今後検討してまいります。</p>
79	9.実効性の確保	<p><b>事業者が作成した説明会の開催記録について、その内容が正しいか否かを確認すべき</b>と考えます。でたらめを提出されては意味がありません。</p>	<p>・説明会の開催記録の方法、提示の仕方については一定の方法や様式などを示したいと考えています。また、その開催記録については公表されるため、地域住民もその内容が確認が行えると考えております。</p>

No	意見分類	提出意見	対応案
80	9.実効性の確保	手続・罰則等にFIT認定事業については資源エネルギー庁への報告を項目として含めた方が良いと考える。	・条例に違反し、指導や是正を行った場合は報告することが国から求められているため、重ねて条例で規定することは予定しておりません。
81	10.市町村(条例)との関係	法・条例の違反者をどのように把握するのか。市町村が違反者を県に報告することになるのか。	・条例の運用に当たっては、市町村と連携しながら適切に違反者を把握できるよう検討してまいります。
82	10.市町村(条例)との関係	市町村で独自条例等がある場合にその目的・趣旨等と相違がみられるのでは。	・県条例と市町村条例における個別の規定の趣旨・目的等については、適切な条例運用がされるよう適用除外などの対応をとることとしています。
83	10.市町村(条例)との関係	今回の条例では、市町村が重要な役割を担う部分も大きいと理解しています。市町村条例の規制の内容やレベルは多様であり、また、条例未制定の市町村もある中、技術的な視点が求められます。特に村においては山間地が多く、業務体制としても兼務として担うことが多いことが予想されます。県によるマニュアルや助言を強化されることを希望します。さらに、市町村を越える施設建設をどのように整合を図るのか、あわせて検討されることを望みます。	・条例の運用に当たっては、市町村との連携は必要不可欠であり、防災、景観その他事項についての技術的視点が必要であるため、市町村向けのガイドライン等の作成を検討してまいります。 ・複数の市町村を事業区域とする事業については、県が主体的に事務処理を行う方向で検討を進めてまいります。
84	10.市町村(条例)との関係	条例が制定されている市町村の区域内で太陽光発電設備を設置する場合、市町村条例による許可や受理より前に、県条例による許可や受理が行われないよう、県への提出書類に市町村条例による許可や受理を証する書類の添付を義務化してほしい。	・ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
85	10.市町村(条例)との関係	市町村条例で住民同意を必須としている場合は、県条例においても住民同意が必要となる仕組みとしてほしい。	・住民同意を要件とすることは、土地等の所有者の意思や理由の如何に関わらず事業ができるおそれがあることから、導入は予定しておりません。
86	10.市町村(条例)との関係	市町村条例が県条例の目的を達成できるか否かは、誰がどのように判断することになるのか。裁判になった時、争点となる恐れがある。	・市町村及び県において、条例規定の目的等を個別に確認していく予定です。
87	10.市町村(条例)との関係	市町村条例等と内容が異なる場合の優先度について明確にしてほしい。申請先、許可権者、審査者、提出書類の内容・種類、技術基準など調整が必要な項目は多い。場合によっては、市町村ごとに対応等が変わるのか。一番大事な部分なので、市町村としっかり協議しながら制度設計を進めていってほしい。	・県条例と市町村条例の具体的な関係については、事業者等の負担を考慮しつつ、条例の目的や運用に支障をきたさぬよう整理・検討してまいります。
88	10.市町村(条例)との関係	市町村独自条例等があるうえ、この条例は市町村への事前届出制(事務処理特例)もあることから行政(市町村)向けの詳細な説明会が必要ではないか。	・これまで、数次にわたり市町村長ご出席の会議やご担当者向け説明会・素案説明会を開催してきたところですが、今後も条例の詳細設計を進める中で機会を設けていきたいと考えています。

No	意見分類	提出意見	対応案
89	11.その他 条例の円滑な運用のための措置	<p>野立ての太陽光発電事業は、県内の過疎地で農地の維持管理がますます難しくなっていく予想を踏まえると、今後否応なしに増加するものと考えられる。農地は農業生産の基盤であるとともに、住民の生活空間でもあるために住民との合意形成プロセスが摩擦なくなることが非常に重要である。ただし、太陽光発電の普及促進及び認可のために行政スタッフや農業委員が具備しておく専門性は極めて高く、また事業数も多いため十分な対処ができるかどうかは不明である。特に、景観維持については、状況は多様で個別事例に即して判断すべき事柄が多く、さらに多分に主観性の入りやすい領域であるため、マニュアルやガイドラインに落とし込むことだけで支障なく対処できるものであるかはわからない。</p> <p><b>県はマニュアルやガイドラインを整備することで解決を図ると説明してはいますが、個々の案件に対応する市町村の農林系行政のスタッフ及び農業委員に対して各種研修を行い、対応力強化のためのキャパシティビルディングを計画することが必要と思われる。また、市町村レベルでは対処できない場合には、ゼロカーボン推進室がサポートのためのワンストップサービスを行うことができるよう、対応いただきたい。</b></p>	<p>・営農型をはじめ農地を活用した太陽光発電事業についても、適正な事務処理が求められることから、農政部や市町村と連携し、農業委員会事務局や市町村職員に対する適切な説明・助言に努めてまいります。</p>
90	11.その他 条例の円滑な運用のための措置	<p>申請に際して、図面や参考資料などを添付するものが大量にあることが予想されます。同じものを複数部提出するとすると、何kgもの紙の束を提出することになります。</p> <p><b>ながの電子申請サービス等を活用して提出に掛かる労力が少なくなるようお願いします。</b></p>	<p>・できる限り事業者の負担とならぬよう、支障ないものは電子化とすることを検討してまいります。</p>
91	11.その他 条例の円滑な運用のための措置	<p>今回の条例と市町村に既にある条例とのすり合わせを迅速に実施して欲しいことはもちろんですが、令和4年度に基準が示された促進区域の設定についてまだ設定がされていない市町村も少なくないと聞いています。<b>杜撰な開発を許さないことは重要ですが併せて必要な開発を促進することも重要なことだと考えます。</b></p> <p><b>太陽光発電所に関する規制と促進の適切な実施がされるよう市町村への助言等をよろしくお願いします。</b></p>	<p>・ご意見いただいたとおり昨年度、改正地球温暖化対策推進法が施行され、市町村は再生可能エネルギーを促進する区域を設定できるようになりましたが、現状1市町村のみという状況です。引き続き必要な施策等により、市町村の促進区域設定を支援し、地域と調和した太陽光発電事業を推進していきます。</p>
92	11.その他 条例の円滑な運用のための措置	<p>マニュアルを整備するとしているが、<b>技術職がない小規模市町村ではマニュアルを使いこなせるか不安</b>がある。また、個々の現場により条件が違う中で、技術的な相談窓口を建設事務所、砂防事務所等の現地機関に設けられないか。</p> <p>※前段の土砂三法等以外で県が公表している危険箇所を素案のとおり市町村への届け出制にする場合は特にお願いしたいと思います。</p> <p>既存の発電設備の維持管理義務、報告義務を規定していただきたいと思います。</p>	<p>・今回の条例の運用に当たっては、市町村が条例運用に当たり支障を来さぬよう、マニュアルの整備や相談窓口の整備・充実に努めてまいります。</p>